

# 大学と損害保険 ⑫

## ～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

### 自然災害と保険①

#### 地震はいつ起きてもおかしくない

1月17日、6434人が犠牲となった阪神・淡路大震災から13年を迎えました。当時、兵庫県南部（野島断層）の地震発生確率は0.4%～8%であったと言われています。この連載の初回の号で、万年生きると言われて買って来た亀が死んでしまい文句を言いに行くと「ちょうど1万年目だ」という落語のオチを紹介しましたが、まさに、1万分の1の確率に当たってしまったと言えるのかもしれませんが。その後もいくつかの大きな地震が起こっています。平成16年の中越地震、そして昨年7月の中越沖地震は私たちの記憶に新しいところです。

中央防災会議や文部科学省地震調査委員会の予測では、30年以内の地震発生確率は、東海地震87%、東南海地震60～70%、南海地震50%、首都直下型地震70%、宮城県沖地震99%となっています。ドイツのミュンヘン再保険会社が2005年1月に公表したレポートでは、東京は世界一危険な都市と評価されました。1位の東京のリスク指数は710、2位のサンフランシスコは167で、東京の危険度が際だっています。

いつ大地震が発生して日常生活が立ち行かなくなってもおかしくないのが、私たちの日常なのです。

#### 地震に備える最優先課題は？

地震による人命や財産の損失は、他の災害や事故とは比べものにならないほど甚大なものになる可能性があります。そして、現代科学の英知をどれだけ集めても発生を防止することはできません。できるのは、地震の発生を少しでも予知すること、そして、被害を最小限度にとどめる対策をとることです。

それでは、地震への備えで最優先の課題は何でしょう。マニュアルの整備、水や食料の備蓄、トイレの確保・・・??

阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は木造住宅の倒壊によるもので、高齢の方が古い住宅に住んでいて犠牲になったと言われています。ところが、地区別にデータを集計してみると若者が多く犠牲になっている地区があり、調べてみるとそこは学生の下宿が多い地域だったそうです。家賃の安い下宿を求める学生が老朽化したアパートで犠牲になったというわけです。阪神・淡路大震災では、鉄筋コンクリートのビルにも大きな被害が発生しています。老朽化し耐震強度の不足する校舎や寮で多くの学生が犠牲になったら・・・。

国立大学協会では、運営費交付金等の十分な確保と併せて、安全・安心の教育研究環境を整えるため、老朽化し耐震性に問題のある施設の建替えや耐震補強を喫緊の課題として国に要望しています。現在、国立大学が保有する施設の約1/3が未改修の老朽施設となっています。

## 地震、津波、噴火と保険

地震、津波、噴火は、火災保険や賠償責任保険、傷害保険、自動車保険等、各種の損害保険では基本的に免責となっています。保険は多数の法則を基礎として成り立っていることを本連載第2号でご説明しましたが、これらの自然災害はひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす事象であるため、基本的に免責とされているのです。

地震による財産の被害に対応するためには別途地震に関する保険に加入する必要がありますが、地震保険は住居用建物及び生活動産のみを対象とする保険であるため、企業や大学等の場合には火災保険契約に地震被害を担保する特約を追加する必要があります。国大協保険では、地震による被害は国の災害復旧制度の適用が見込めるため補償の対象としていません。(本連載の第5号をご参照ください。)

傷害保険、旅行傷害保険、自動車の車両保険においても、地震、津波、噴火の被害を補償する特約の付いた商品があります。

生命保険の場合は、地震、津波、噴火による死亡は基本的には免責となっていますが、その程度によっては全部又は一部が支払われることとなっており、阪神・淡路大震災でも削減はされていないようです。

## 地震、津波、噴火と政府労災

政府労災では、天災地変による被災は認定されませんが、業務の内容や作業条件等から天災地変に際して災害を被りやすい状況にある場合は認定されます。

地震、津波、火山の調査・観測業務で危険な地域に赴き被災したり、地震発生後の建物の耐震度調査のため派遣され2次災害にあったような場合、政府労災で認定されるものと思われます。

なお、事業主が政府労災の上乗せ補償として法定外補償規程に基づき行う補償に対し保険金を支払う損害保険会社の法定外補償対応保険では、地震、津波、噴火による災害は原則免責となっています。補償を受けるためには、法定外補償規程の免責事由にこれらを掲げず、かつ、天災危険担保の特約の付いた法定外補償対応保険に加入する必要があります。

(法定外補償については、本連載の第8号をご参照ください。)

ただし、天災危険担保特約は、危険な調査・観測に従事する者だけを対象に付けることはできません。国大協保険では、全労災対象者分の保険料が割高となるため天災危険担保特約は設けていません。各大学等において法定外補償規程に基づき自前の経費で補償を行うか、天災危険担保特約を付帯した旅行保険等を手配する等により対応することになります。

## 地震、津波、噴火と学研災

それでは、地震、津波、火山の調査・観測を正課として行う学生・大学院生の場合はどうでしょう。

学生・大学院生の正課中等の傷害事故を補償する学生教育研究災害傷害保険(「学研災」)では、地震、津波、噴火は原則免責となっていますが、これらを研究するため発生(あるいは発生が予測される)現地において観測活動に従事している間のこれらに起因する傷害事故は補償の対象となります。(注)

なお、学生・大学院生が非常勤職員として報酬を得て観測業務等に従事している間に被災した場合は、政府労災が適用され、その認定については前述の取扱いと同様となります。この場合には、正課中に該当しないため学研災の補償対象とはなりません。

注) 詳細については、(財)日本国際教育支援協会「学生教育研究災害傷害保険の解説」

(平成19年4月改訂版)50頁をご参照ください。